



片平丁、北門食堂（S35年生協に移管されて、今なお健在）

會報

東北大学法学部同窓会

第 35 号

東北大学法学部同窓会

〒980-8576

仙台市青葉区川内
 東北大学法学部内
 Tel・Fax 022-795-6181
 発行日 平成20年7月18日

印刷所
 株 廣 濟 堂



川内だより

会 長 稲 葉 馨

同窓会長として無事2年目を迎えることができました。これも偏に、役員・事務局の方々をはじめとする同窓の皆様のおかげと存じます。特に、昨（平成十九）年度は、本学創立百周年に当たり、同窓の方々には大変にお世話になり、心より感謝申し上げます。少しだけ触れさせていただきますと、六月二十二日の創立記念日には「青葉もゆるこのみちのく」が正式に学生歌として認定されました。百周年記念まつりが開かれた八月二十五日には、片平キャンパスの旧図書館、今は法科大学院・公共政策大学院の第四講義室となっている部屋で理事会を開催した後、昔とほとんど変わらない（オンボロな）ままの「北門食堂」に移って懇親会が賑やかに行われました。この機会に同窓会を仙台で実施していただいた方々もおられ、川内にも足を伸ばしていただき大変うれしく存じました。また、なんと申しまでも、「百周年記念事業募金」への多大なる寄与をあげない訳にはまいりません。部局別で見ますと、工学・医学に次いで法学部同窓からのご寄付額が

堂々第三位となりました。

他方、昨年度は同窓会名簿刊行の年に当たりましたが、すでに販売数は目標の千部を突破することとなりました。作成過程での情報提供を含めまして、皆様のご協力を重ねてお礼申し上げますと共に、本年度も引き続き販売しておりますので、ご入用の方は、お早くお申込み下さるようお願い申し上げます。

さて、恒例によりまして、法学部・法学研究科の近況等につきまして、ご報告させていただきます。まずは、教員の転出入等です。いずれも公共政策大学院の実務家教員であられる渥美恭弘教授（財務省）および西久保裕彦准教授（環境省）が、それぞれ平成十九年七月十二日、同月三十一日付けで本省に戻られました。また、女性スタッフの草分け的存在でもある国際私法の西谷祐子准教授が、同年十月十六日付けで辞職され、ドイツ・ケルン大学で研究に従事されることになりました。他方、公共政策大学院の実務家教員として、八月一日付けで苦瀬雅仁教授が環境省より、また、十月一日付けで海野洋教授が農林水産省より着任されました。

また、女性スタッフの草分け的存在でもある国際私法の西谷祐子准教授が、同年十月十六日付けで辞職され、ドイツ・ケルン大学で研究に従事されることになりました。他方、公共政策大学院の実務家教員として、八月一日付けで苦瀬雅仁教授が環境省より、また、十月一日付けで海野洋教授が農林水産省より着任されました。

小田滋先生の 文化功労者受章を祝して

東北大学理事

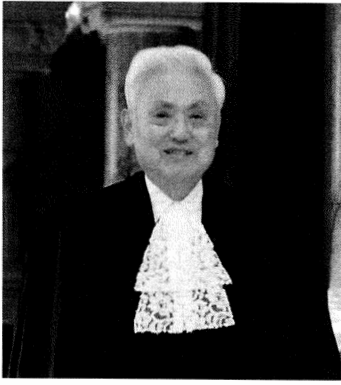
(法務コンプライアンス・国際交流総括担当)

前東北大学大学院法学研究科長・

法学部長(前法学部同窓会長)

植木俊哉

東北大学名誉教授(法学部) 前司法機関(国際憲章92条)で日本学士院会員の小田滋先生は、平成19年度の文化功労者に選ばれ、11月5日にその顕彰式が東京で行われました。小田先生は、昭和25年から長年にわたり東北大学法学部で国際法を担当され、昭和51年2月にオランダ・ハーグにある国際司法裁判所(International Court of Justice(ICJ))の裁判官に就任された後、平成15年2月の裁判官ご退任に至るまで3期27年の長きにわたり「国際連合の主要



ICJ退任の日(2003.2)

小田滋先生は、大正13年10月に札幌市でご出生になり、昭和22年9月に東京帝国大学法学部政治学科をご卒業され、昭和25年4月に東北大学法学部にご赴任されました。ご赴任直後の先生の研究室は、片平キャンパスの正門を入ってすぐ右側の法文

第一研究棟の2階の角にあり、ご着任早々に当時の大学本部棟(片平キャンパスに今なお現存する建物ですが、本年末頃に取り壊される予定と聞いております)前で起きた本学の歴史上著名な「イールズ事件」の騒動を目撃されたと伺っております。当時の法学部長は、初代学部長の中川善之助先生であり、小田先生は仙台にご着任された当時のご様子を中川先生の思い出とともに中川先生の追悼記念号のご論稿の中で記しておられます(「仙台の中川先生と私」『法学セミナー』昭和51年4月臨時増刊号)。

東北大学ご着任後、小田先生は、昭和25年9月に戦後最初のロックフェラー財団留学生としてアメリカの名門エール大学のロースクール大学院に留学され、国際法学の世界的権威マクドゥーガル教授の指導の下で国際法の研究に従事され、法学修士(LL.M.)及び法学博士(J.S.D.)を取得して昭和28年6月仙台にご帰国されました。先生がエール大学でご執筆・発表された博士論文は、海洋法の分野における第2次大戦後の先駆的な学術研究として、その後も長く世界の学界の金字塔とされてきたことは周知の事実であります。

その後も小田先生は、東北大学の国際法担当教授として本学部の教育研究に従事されると同時に、多くの国際会議や国際学会等において日本を代表して世界的な舞台でご活躍を続けられました。昭和33年にジュネーブで開催された国連第1次海洋法会議では、日本政府代表の一員としてジュネーブ海洋法4条約の審議・採択のための外交会議に参加され、その後も国連拡大海底平和利用委員会、国連第3次海洋法会議等の数多くの国際会議において、日本政府の代表や顧問として多大のご尽力をされました。また、昭和43年にハーグの国際司法裁判所に付託されたオランダ・デンマーク対西ドイツ間の北海大陸棚事件において、小田先生が西ドイツ政府の弁護人としてハーグの裁判所で弁論に立たれ、不利と目された西ドイツ側を翌年に下された判決で見事勝訴に導かれたことは、特筆に値することであると思われまします。この判決は、小田先生の海洋法や国際裁判に関する世界的なご名声をさらに一層確固たるものいたしました。このことは先生がその後この国際司法裁判所の裁判官を世界的にも前例のない3期27年の長きにわたりお務めになったことと無縁ではないものと推察いたします。後に小田先生は、同事件の弁論の中で展開された世界的に有名ないわゆる「フアサード理論」は、仙台近郊の温泉での思索の中で、また東北大学法学部の粗川武夫先生などの会話を手がかりに、編み出されたと述べておられますが、このような歴史的判決の基盤を形作った世界的理論がこの東北大学法学部と仙台近郊の地から小田先生の手によって生み出されたことは、私どもにとりましても大変誇りを感じるものであります。

小田先生は、昭和50年秋の国連総会及び安保理での選挙において、国際司法裁判所の裁判官に選出され、翌昭和51年2月から裁判官としてオランダのハーグに赴任されました。9年間にわたる裁判官としての任期の終了後も、昭和59年及び平成5年の国連総会及び安保理における選挙で裁判官に三選され、平成15年2月に至るまで3期27年の長きにわたり、国際司法裁判所の裁判官として数多くの国際事件の審理にあたり、判決を下されました。国際司法裁判所裁判官として小田先生がこの間に下された膨大な意見等は、1993年及び2004年刊行の2冊・

1200ページ(※)に収録されております。また、小田先生は、この間、昭和50年にアメリカ国際法学会名誉会員、昭和54年に万国国際法学会 (Institut de Droit international) 正会員にそれぞれ選出され、平成9年にはエール大学法学部最高功績賞を受賞されたほか、平成6年には日本学士院会員に選定され、平成15年には瑞宝大綬章を受章されております。また小田先生は、平成16年7月に仙台市名誉市民の称号を仙台市から贈呈されました。さらに小田先生は、平成16年4月の国立大学法人化により大きな転換期を迎えた国立大学法人東北大学の初代の経営協議会委員と総長選考会議議長を務められ、法人化後最初の総長選考の重責を担われました。以上のような数多くの輝かしい(経歴をお持ちである一方、小田先生は、その細やかなお心遣いと暖かいお人柄で、先生を知る多くの方々から大変慕われております。ハーグの先生の「自宅を訪問した客人の多さ、仙台や東京、世界各地を網羅する先生のご交友の幅広さは、先生のオープンで暖かいお人柄に負うところが大きいものと思われまます。現在は、東北大学片平キャンパスの中に、先生が集められ

た世界的に大変貴重な国際司法裁判所の関係資料を小田先生の記念裁判資料室として整理する作業を進められており、同時に昨年最高裁判決が下されたいわゆる光華訴訟等に関して弁護士としても活躍中であります。第2次大戦直後から60年近くの長きにわたり、私どもの東北大学法学部で多くの貴重なご指導とご教示を賜りました小田先生のみますますのご健勝とご活躍を心より祈念し、先生の文化功勞者受章を法学部の教職員・学生・同窓生の皆様とともに心よりお祝い申し上げたいと存じます。

* E. McWhinney : Judge Shigeru Oda and the Progressive Development of International Law. Opinions (Declarations, Separate Opinions, Dissents) on the International Court of Justice. 1976-1992. Martinus Nijhoff Publishers (1993) 及び E. McWhinney and McKwano, Judge Shigeru Oda and the Path to Judicial Wisdom. Opinions (Declarations, Separate Opinions, Dissenting Opinions) on the International Court of Justice. 1993-2003. Martinus Nijhoff Publishers (2004)

同窓会事務局長退任に際して

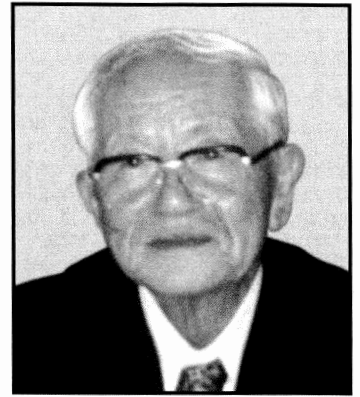
及川行翁 (S36卒)



伊達家三大名利の一つ「昌伝庵」は、我が家の菩提寺です。その住職は、昭和10年卒の大石孝章様でした。子供の頃から怖かった大石先輩の「皆のために働きなさい」鶴の一声により事務局長をお受けした。その直後から現状を知られば知るほど「大変さ」が身に染み、絶望感に襲われた事もあったが「艱難汝を玉にす」の教訓を胸に、信翁(父)・忠翁(叔父)・行翁(私)三人の名誉のために頑張った。…時は過ぎ東北大学百周年記念行事・4

年に1度の同窓会会員名簿発行を終え、収支決算三期連続黒字化を確信した期末に、体調不良で退任を決意した。思えば、①小野寺前事務局長の「困った時のための引継書」、②S22年卒津軽芳三郎様・31年卒阿部長様はじめ合計6名共同執筆の会報30号「同窓会のあるべき姿」=「道しるべ」、③34年卒の田畑精治様の人材推挙(43年卒の酒井昌弘・42年卒岡崎隆一両名加入)…という「幸運」に恵まれ、平成15年には、念願の「同窓会改革案」とも言うべき「会則改正」が吉田先生のご指導により成立した。然し、新会則の施行は順風満帆ではなく、終身会員制度の廃止には異論もあった。諸先輩にはご心配をお掛けしたが、会員の説得に植木会長の「お手紙」は値千金であった。河上会長には、平成15年度名簿発行時のトラブル解消に多大のご支援を賜り、現稲葉会長には、百周年記念行事の先頭に立たれ、工学部・医学部に次いで「同窓会個人寄付第三位」の榮譽に浴した。副会長の庄司先輩・阿部先輩のご助言、佐藤福島・大錦大阪支部長はじめ各支部長の激励、監事・常任理事のご協力等組織全体の機能が発揮された。…私は極めてラッキーであった。最後に「君達は、東北大学法学部を出ているのだ!

(どこにも)負けるな!(もっと)気概を持って!(前へ)進め!」故飯塚毅顧問の言葉を噛み締め、「同窓会会員同士の絆」を強め、新任清水事務局長へのご支援・ご協力を切にお願い申し上げます。



服部榮三先生を偲ぶ

専修大学法科大学院教授

新山雄三

(昭和三十九年卒)

東北大学名誉教授故服部榮三先生の奥様が、昨年の大晦日の昼過ぎに亡くなられたという電話をいただいたのは本年元旦の午後のことでした。法学部の後輩で同じく服部先生の弟子に当たる明治大学法学部教授の稲庭恒一君等とともに、取るものもとりあえず急遽、伊豆高原のお宅に弔問に出かけたのですが、お宅にはどなたもおられず、すでにそれまで2週間近く入院されていた奥様の看病疲れとその急逝のショックから、服部先生ご自身も肺炎等に罹られ同じ病院へ入院されたことにて病院へと直行した次第でした。病室での先生は相当に気落ちされおたりながらも、われわれがいきなり訪れたことに驚かれ、同時によく来てくれたと喜んでいただいたことは何よりでありました。その日はそのまま伊豆に泊まり、翌日の亡き奥様の本葬儀を済ませ、後髪を引かれる思いで伊豆を後にした次第でした。その後1ヶ月も経たない1

月27日に突然、まるで奥様の跡を追われるように、先生ご自身のご訃報までも受け取るこゝたになり、文字通り信じられない気持ちでいっぱい、天を仰ぐばかりにて言葉もでない有様でした。

ただ、かろうじて、小生の場合は、先生が長年にわたって主宰してこられた企業法理学会の月例研究会(1月19日)の終了後に、それまで無遅刻無欠席であられた先生に研究会の様子など報告のお電話を差し上げ、すでに退院されてご自宅におられた先生としばらく話をするので、ちょうど風呂上がりで、これから晩酌をやるどころだと、明るい元氣なお声で語られ、2月例会からはまた復帰するといふ力強い、今思えば先生の最後のお声を拝聴することができたことは何よりの慰めであったと思っております。碩学の名にふさわしい先生のご業績やご学問の在りよう等については、先生の逝去に対する小生の追悼の辞

という形で、すでに商事法務1825号(2月25日号)に、きわめて簡単なながら、掲載しておりますのでそちらに譲り、ここでは、学生時代に先生のゼミに参加させていただいて以来、長年にわたってご指導を頂いてきた弟子である小生としての、きわめて私的でパーソナルな先生の思い出をいくつか書かせていただきますしたいと思います。

さて、先生の思い出で真っ先に触れなければならないことは、やはりお酒との関係でしょう。学生時代当時の片平丁の研究室で行われていた学部ゼミの頃すでに、何回かに一度はゼミ修了後1番町の裏通りにあった飲み屋に繰り出して、お酒との付き合いを教えられ、大学院や助手時代に毎週の研究会が終わるたびに飲み屋へ直行するのが恒例となり、お酒に弱い小生も大いに鍛えられた次第です。また、夏休みや正月には弟子仲間2、3人で1升瓶を抱えて台の原のお宅を訪ね、奥様を煩わせたこ

とも忘れられない思い出となっています。その後、先生の研究会は拡大の一途を辿り、毎年1回全国各地の有名温泉を訪ねつゝ、商事法学会の名の下に、多いときには全国から5、60名の研究者が集まった研究活動が行われるようになりました。この商事法学会は、当時岡山に住んでいた小生もそうでしたが、とりわけ地方に住んでいるものにとつて、貴重な研究発表の機会を与えられることになったと同

時に、服部先生のリベラルな学風にもよったのですが、誰でもどんな発言でも自由に行えるという、他の学会や研究会等にはあまり見られない自由闊達な議論を行うことができる場所でもありました。しかし、逆に言えば、発表者にとってはそれだけに怖い、四方八方からの厳しい質問に曝され、その実力を試される学会でもあったのですが、わが国の商法学界においてそういう重要な得難い役割を果たした学会であったのではないかと思われます(しかし先生もご年齢のこともあり、10年ほど前にはこの大規模学会は廃止され、その後は弟子を中心としたインタワーカレッジの10名前後の研究者・実務家による、先にも触れた企業法理学会と称する月例研究会と年1回温泉等で行う合宿研究会(北京大学での「会社法日中シンポ」を含む)が続けられました)。この学会のもう一つの特徴は、必ず温泉等で行われることから、学会に所属してい

ない研究者からは羨みややつかみ半分に「温泉学会」と呼ばれることもあったということ、さらには、何よりこの学会の二次会(夜の部)が、昼の激しく厳しいディスカッションに反比例した、ある人によると「お酒の池を泳ぎ回るのがとき」と表現されたような宴会として、とりわけ有名になったことにもあったといえましょう。

しかし、他方において、先生は学問に対してはとても真摯で厳格な姿勢を崩されず、学部での講義等についても先生の場合はおよそ休講は考えられませんでしたし、その後の研究会にもメンバーは必ずネクタイ着用しなければならぬといった外観の在りように始まり、研究報告等については、大学院生といえども対等な一個の研究学徒として扱われ、いい加減な報告をしたりする場合にはざりざりと追求されることもたびたびでした。頭脳明晰な先生の前でのわれわれの報告は、まさに冷や汗三斗の思いを地で行く様相であったことを忘れることはできません。ただ、先にも述べましたように、何より先生は学問研究の自由を尊ばれていたように思われます。今までもどこでも話したことはない私事にかかわって大変恐縮ですが、小生の研究者生活のスタートにかかわる話を若干触れさせていただければ、小生の学問研究スタートであった大学院での修士論文審査に際しての話なのですが、株式会社における

所有と経営の分離現象をどう見るかにつき、マルクスの「資本論」やヒルファードイングの「金融資本論」や多くの経営経済学者の論文等に依拠しつつ、当時先生が共感を示しておられた株式債権説を批判し、株式社員権説の再評価を強調した小生の拙い修士論文について、もう一人の審査委員の先生は、「これは法学の論文ではないね」と一蹴されたにもかかわらず、服部先生は、「結局、君は債権説を批判しようとしているんだね」とだけおっしゃられたことが今でも耳に残っており、これは「否」という結果になるのだろうとそのとき覚悟した次第でした。しかし、何とか修士の学位を出していただいただけでなく、大学院終了後の助手への就職をも勧められ、法学部教授会での了承をもとってくださいましたというわけでした。この出来事を思い出しても、そしてまたその後の自身の研究の在り方についても、文字通り自由に好きなようにさせていたのだということを振り返ってみても、服部先生は、先生の学問の内容はもちろん、学風という点でいっても、文字通りリベラリストとしての面目躍如たるものがあつたということが出来るのではないかと思います。

他方、先生はとても律儀で厳格な性格の方で、私生活の面においても生活のすべてを研究に捧げられておられたようで、その反面ご家庭やとりわけ奥様へのしわ寄せや負担の重さは相当なものがあつたのではないかと推察されます（逆に言えば、その、先生の日常生活における奥様への依存度の強さが、このような跡を追うように身罷られることになった大きな要因であつたのかもしれない）。また、手紙や論文の抜刷りを送つた場合でも、先生は、原則として2、3日のうちには必ずお礼の返信を書くというスタイルを一貫されておられました。ずぼらな小生などは、当初、そういうものとは知らずに、さまざまな研究者仲間から送られた抜刷り等に対する礼状も、頂いてから大分時間が経つてから気が向いたときに出したり出さなかつたりという仕方に終始していたのでしたが、あるときに先生のそのやう方に気づき、次第にそれと真似るようになり、いつの間にか小生自身も、原則として（あくまで原則として）すぎないのですが、受け取つてから2、3日のうちには返信を認めるといふやり方を踏襲するようになってきたのではないかと思います。

先生、長い間ご迷惑ばかりかけてきた不肖の弟子の戯言を何とぞお許し下さい。先生、いろいろと本当にありがとうございます。愛の奥様とともに天国でゆっくりとお休み下さることを祈り上げるばかりでございます。合掌

講演要録

「女性法曹の軌跡」

東北大学法科大学院教授

藤田 紀子

(昭和43卒)

法学部春季講演会から

「女性法曹の軌跡」—女性弁護士として私の心掛けること、目指すこと—

平成19年度東北大学百周年記念事業講演会（5月25日 於東北大学法学部）

本稿は講演内容を講師に要約して頂いたものです。

（講師略歴）富山県出身。昭和43年東北大学法学部卒業、同年司法試験合格。46年仙台弁護士会登録。現在、藤田綜合法律事務所所長の傍ら、東北大学法科大学院教授として活躍している。



○低かった女性の地位

戦前の日本の女性の地位は非常に低かった。完全な男性社会で、女性は常に男性に支配されるというような状態だったし、家制度というのが強くて、家督の権限が強く、女性にとつて、いわゆる「男尊女卑」が強くて、教育においても差別されてい

て、男子は教育を望めば最高学府までの教育を受けることができた。ところが、女性は、小学校を終えると、4〜5年制の女学校に行つて、それから3年制の専門学校に行くということ

で、高等教育を受ける機会、男性と同じように教育を受ける機会が非常に制限されていた。そのなかで、東北大学（当時は東北帝国大学）は、大正3年という非

常に早い時期に、全国で初めて（これは残念ながら法学部ではなくて理学部であるが）、女性

3名の入学を受け入れた。その後、明治大学で昭和4年、北大

は昭和5年と、「例外的」ではあるが、女性の入学を認める大

学が出てきた。でも、その頃は

まだ、女性が弁護士になるとか

まして裁判官や検察官になると

いうことはできない、そういう

時代だった。

弁護士法（明治26年制定）に

は、男性しか弁護士になれない

ことが規定されていたが、その後何度も請願を重ねた結果、昭和11年に改正され、やっとこれで女性も弁護士になれることになり、昭和13年に、日本で初めて3名の女性弁護士が生まれた。

そのうちのお一人は三淵嘉子さんといつて、私も非常にお世話になった、とても尊敬している方である。

昭和20年までに、さらに8人の女性弁護士が誕生した。そして、新しい憲法の下で、昭和24

年4月に、初めて3人の女性任

官者が出た。そのうちの一人は、

三淵嘉子さんが弁護士から裁判

官に任官された。それからは毎

年1〜2名の女性任官者が出て、

ほとんど女性も法曹界に進出す

ようになってきた。

ところが、昭和30年頃から、

戦後の男女平等の運動に対して、

反動とまでは行かないまでも、

女性に対して拒否的な動きが出て

きて、裁判官も検察官も女性

を採用しない、という年が続い

た。弁護士事務所でも、女性弁

護士は採用しても出産や育児と

いうことで休みがちで役に立た

ないといふことで、女性弁護士

は不採用、ということを明言す

る例も出てきた。これに対して

は、戦後作られた「婦人法律家

協会」が、何度も、そのような

ことのないように、きちんと女

性を採用するように、という要請をした。

ここで、統計を見てみると、検察官は、全体の数が増えたこともあるが、昭和52年には、2000人のうち女性は20人(1%)、今は2480人のうち234人(9.5%)、10倍以上増えている。

裁判官は、昭和52年には、2700人のうち女性は58人(2.1%)、それが今は3200人のうち450人(14%)である。

弁護士は、昭和50年には、10000人のうち3000人(3.1%)位であったが、その後、毎年毎年増えて、今は22000人のうち3137名(13%)という統計が出ている。

日弁連の「女性の地位を守るための法制度・平等に関する委員会」で「三人から三千人へ」という本を作ったが、まさに、昭和13年の弁護士法改正で、3名の女性弁護士が誕生した後、それがとうとう3000人を超えた。

○労働差別改善への動き

戦後は新しい憲法・法規の下に男女平等という新しい理念の下で出発したが、現実はいろいろなところで差別があった。

例えば、労働の場でも、女性

は男性と比べて賃金が低いとか、同じ仕事に就かせてもらえない、同じ研修を受けられない、それから結婚退職制というような、

本当は労働基準法が作られて、同じ労働者として男女は平等なはずなのに、実際にはそうではなかった。それを、憲法違反だ、労働基準法違反だ、と争ってきたのはほとんど女性弁護士で、

大きな成果を挙げた。女性弁護士が、女性労働者の訴訟代理人となって、裁判を起して勝訴したのが、昭和42年に提訴した、女性の若年定年制

が違法であることを主張した事件である。「30歳定年」というのは憲法にも労働基準法にも違反している、と東京地方裁判所で認められた。

実はその前に、昭和41年に、結婚退職制は違法だという訴え―住友セメント事件―このときは女性弁護士による代理ではなかったが、東京地裁において結婚退職制は違法という判断が出されている。

○男性優位の壁

それでもやはり、そんなに簡単に勝てるわけではなくて、中には、女性弁護士あるいは女性労働者にとつては自明の理だと思われなくても、負けたりするようなことはあった。

例えば、日産自動車事件(昭和46年提訴)では、男性は55歳

で女性は50歳という、5年差の定年の定めについて、男性と同じまで働けるという地位を求め、仮処分申請の中で、担当した裁判官(男性)は、次のように言っている。

「一般に、女子の生理的機能・水準自体は男子のそれに劣り、女子50歳のそれに匹敵する男子の年齢は52歳位であり、女子55歳のそれに匹敵する男子の年齢は70歳位となる。」

非常に非科学的で何の根拠もないが、そういう分析をした。それで、猛烈に反発して、本案の方の判決ではこれは「違法」とされて、会社側は控訴したが、

東京高裁においても第一審の本案の判断が引き継がれ、最高裁で確定した。

また、伊豆シャボテン公園事件(昭和47年提訴)では、女性47歳、男性57歳という定年差別について、会社側が「女性の観光サービスという職種には、若さ、明るさ、優しさ、清潔感、機敏性が求められる、女性は47歳以上になるとそういうものが欠けるから、定年でも仕方ない」という。それで非常に怒って、「中年は不潔なのか」と争って、第一審で勝訴し、控訴審で和解した、ということがあった。

○10年裁判

実は私も、昭和40年代に、東北の女性弁護士で弁護団を組んで訴えを起こしたことがある。

ある女性の夫が代議士で、議員手当が出ていたが、選挙で落選して無収入になってしまったので、女性が勤める銀行に家族手当の申請をした。ところが、その銀行の規定が「男子たる行員に家族手当を支給する」ということで拒まれて、これは明らかに男女差別だということで、家族手当を支払え、という訴えを起こした。

ところが、銀行は訴の途中に給与規定を改正して「世帯主たる行員に家族手当を支給する」という内容に変えて、男女差別ではない、家族手当が欲しければ世帯主になればいい、という理屈を立ててきた。それで、世帯主は夫のままでもいい、世帯主でなくとも、収入のない家族を抱えている行員として家族手当を請求しているのだ、と訴を続けていたところ、事件が「世帯主」概念のところに紛れ込んでしまつて、10年も経つてしまつた。

結局、銀行は手当を支払えという判決が出され、銀行が控訴したが、その間に女性は定年になって、裁判だけが延々と続いていた状況で、高等裁判所にお

いて、ほぼ第一審で認められた家族手当を支払う、という内容で和解が成立した。

女性であるために家族手当を支払われないとはなんと不都合なことか、なぜこのようなことで10年も裁判をするのか、という思いの中で担当してきたが、そう簡単なことではない。現実には、まだまだ女性が差別されている。そういう状況の中で、専ら女性弁護士が中心となって、女性の労働条件を男性並みにしていく、という裁判での闘争が続けられている。

○男女雇用機会均等法の実現

昇格格差についても、訴を起こして、勝訴したり勝訴的和解したりということもあったが、そのような中で、昭和60年に男女雇用機会均等法ができてからは、主張もしやすくなった。

裁判を起こして戦うだけではなくて、国会に陳情に行ったり、法制審議会の中に女性が参加して、女性の立場からも立法について意見を言うことも大切である。しかし、まだまだ不十分で、例えば昇格とか、施設利用とか、上級職のための教育とか、どれも努力目標になっている。これは努力目標では足りないの、禁止規定にして、それに違反した場合には罰則も受けなければ

ならない。そういった運動もして、そのあと改正され、少しずつ女性の見方になるような法律ができればと願っている。

さらに、「婦人雇用コンサルタント」として、いろいろな会社の経営に対して、憲法違反、労働基準法違反、というような意見を出して、会社自ら規定を変えていくという指導もしてきた。被害者であった女性のほうが差別に対しては敏感であるので、「このままではいけない」という意見はそれだけ強く言えるわけである。

明治以来ずっと男性優位で、それが、一夜にして考え方が変わるというわけには行かないが、それは裁判を通して、それからいろいろな立法を通して、男性自身の意識を変えていかなければならない、そういう共通の思いが女性にはある。

○家庭内労働の評価―半分を超えられるか

差別は、労働の場だけではなくて、家庭の中でもたくさんある。

アンケート調査によれば、夫婦共稼ぎの家庭における家事の時間について、男性が14分。ほとんど家事、育児、それだけではなくて老人介護も、これは女性のすることだということに

なっている。

家事、育児、老人介護というもののお金銭的な評価は、離婚する際の財産分与という場面で行ってくるわけだが、日本の民法では、離婚の際に財産分与が請求できるという規定にはなっていないが、「どのくらい」という割合は定められていない。それで、私は実務で、原則として2分の1を請求しているが、なかなか男性裁判官は2分の1を認めてくれない。仮差押の申請で「この人は家庭の主婦でしょう、自分で収入がないのだから半分は無理です。3分の1なら認めましょう」と言われたこともあるし、別の離婚調停で、夫から言葉による暴力を日常茶飯事的に言われて、財産分与と慰謝料請求を出しても「奥さんは、何の収入もないんでしょ。そして『誰のおかげで食ってるんだ』ということくらいは言われた」ということすら「と言われたこと

くらいの数を占めて、それedy やつと裁判官全体の意識が変わるのではないかと思った。

○不貞・DV

妻が夫の不貞について離婚調停の相談に行っても「大目に見てあげなさい」と説得されて聞き入れてもらえないとか、妻が不貞を働いた場合の離婚請求は認められやすいのに、逆に夫の不貞を妻が許せなくても、夫が反省している場合には、妻が説得されて「もう一回やり直したらどうですか」と言われるような場面が多い。そのようなところにも、法文の解釈とは別に、実際の感覚的なところで不平等だと思ふところがあればある。

また、家庭内暴力(DV)について、DV防止法が平成13年にできて、非常に厳しく裁判所も対応するようになった。DVを振るう人は、社会的に立派であることと、妻自身「私が悪いのではないか」と、往々にして自分を責める。またDVには周期があつて、暴力を振るって「ああ、悪いことをしたな」と思うと、何かプレゼントをして、それで改心したかなと思うところがあつて、そういうところがある。

る女性が多かったが、いろいろな啓蒙をしたり、離婚についての説明をしたり、多くは女性の弁護士が中心となってDVの妻たちを救済している。

それから、とにかく子どもをつれて夫の暴力から逃れたい、しかし、そのための施設が十分でない、というときに、女性弁護士やボランティアが中心となつて、いわゆる「シェルター」というものを作って、そこで短期間、妻と子どもを保護することも行われている。

○セクハラ・ストーカー

セクハラ・ストーカー、これもだいたい女性が被害者になっている。裁判でも主張してきたが、それとは別に、規制するような法律を作つて欲しい、という法律を作つて欲しい、というような働きかけが実つて、平成12年5月に、セクハラやストーカー行為に対して規制する法律もできた。

セクハラというのは「性的嫌がらせ」で、被害者は別に女性に限つたわけではないが、現実にはほとんど9割9分が、被害者は女性で、我慢して泣き寝入りしていることが非常に多い。このようなセクハラに対しては、慰謝料を請求するとか、上司からの性的要求を断つて辞めさせられるのは正当な理由がないか

ら、会社員としての地位に基づいて賃金の支払いを争う、というような訴訟も増えてきている。

○終わりに―女性法曹として

女性であるがために弁護士として主張できることは、女性であるがために差別に敏感で、差別を受けるといふことに対して痛みが分かるから主張もできる、という気持ちである。女性が、今現実には差別を受けているという中で、できるだけ女性が損をしないように心掛けてきたつもりである。私は、裁判官希望だったが、家庭との両立を考えて弁護士になったけれど、非常にやりがいのある仕事をしてきたつもりであるし、これから女性で法曹になろうという方には、是非、まだまだ現実には女性に対する差別があるのだ、という意識を持って、その差別を少しでも是正するというような仕事に取り組んでいただきたいと願っている。



祝 辞

平成十九年度卒業生に贈る



同窓会監事
弁護士
阿部 長

(昭和三十一年卒)

祝賀会は稲葉法学部長・同窓会長の挨拶で始まり、次いで同窓会を代表して阿部長監事が祝辞を述べました。

一 同窓会を代表して一言お祝いを申し上げます。

皆さん、ご卒業おめでとうございます。

今年の就職事情は、昨年に引き続き好調のようですので、皆さんは自分の希望する職場を得られて、将来の希望に胸を躍らせていることと思います。

長い間の努力・苦勞が実を結び、今日の日を迎えられ、ご本人の皆さんは勿論、ご両親・ご家族の皆様も、さぞお喜びのことでしょう。改めて「おめでとう」と申しあげます。

二 しかし、これからのことを

考えますと、喜んで許りはおられないのが現実です。寧ろ、これからが人生の本番であり、皆さんは、今勝負のスタート台に立った許りということですよ。

先日のある新聞に「新入社員に気を付けて貰いたい」ことを尋ねたアンケート結果が出ておりました。その断然トップであったのは「挨拶がきちんと出来ない」というものでした。

挨拶は他人に対してだけでなく、自分に対しても重要です。

朝、会社に着いたら、まず「お早うございます」と元気に挨拶する。これは自分に對しても仕事モードに切り替える意味もあります。夕方、帰るときは「お先に失礼します」と挨拶をして一日を爽やかに締めくくりたいものです。

四

皆さんは、「女性の品格」の著者坂東真理子さんを存知でしょうか。その坂東さんがある新聞のコラムで「大事なものは勝負服を持つこと。この服は絶対似合う、これを着ていると自信が持てる」という服をもつこと

ということを言っておられます。ゴルフのタイガー・ウッズが勝負をかける最終ラウンドには赤いウエアを着用する、というのもその一例でしょう。

皆さんも、出かける場所や相手先など事前にしっかりと把握して、品格ある装いで仕事に臨むようにすることが重要かと思えます。

又、「男の外見は所得を左右する」とも言われています。

所得が上がるといことは、仕事が評価されているという事です。男性も女性も、きちんとした服装をして、自信を持って、仕事に取り組まれることを希望します。

最後にもう一つ申し上げます。

それは、会社の封筒を私用に使用してはいけないという事です。皆さんは将来会社の幹部になる人達です。公私の別をはっきりして、法学部出身者としてコンプレックスをしっかりと守ってほしいということです。

三月去る月別れ月とも言うそうです。しかし皆さんに

とつてなつかしい仙台、なつかしい友人と別れても明るい将来に向けて出発する月でもあります。皆さんに「幸多かれ」と祈念し、併せて今後とも同窓会運営にご協力をお願いして、お祝いの言葉と致します。

また祝賀会の中で、今春教壇を去る河上先生（東大へ）並びに山元先生（慶応大学院へ）からのご挨拶があり、最後に出席役員一同と同窓の先生方がステージに上がり、後輩諸君と学生歌「青葉萌ゆるこのみちのく」を声高らかに斉唱して閉会となりました。

平成20年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常	会員	8,721名
② 学 生	会員	893名
③ 特 別	会員	27名
④ 不 明	会員	4,198名
⑤ 逝 去	会 員	2,520名
計		16,359名

連載 先生の研究紹介

家族法学を志して

東北大学法学部教授

水野 紀子



1. 家族法との出会い

中川善之助先生が亡くなられた1975年には、私は駒場の教養課程に在籍する大学生で、本郷の法学部からでかけてくる先生方の専門の講義を受け始めた頃でした。民法の講義は、後に指導教授になって下さった加藤一郎先生が担当された総則に始まり、今にして思い出せばそれぞれに名講義だったのですが、その当時は内容を消化するのに精一杯で、批判的な視点で講義を評価する境地にはほど遠い学生でした。

ただ民法4部の家族法講義が始まりますと、それまでひたすら講義を鵜呑みにして消化するだけで済んだのに、聴くうちに次々に家族法の講義内容に疑問が生じました。父母の共同親権

とされているけれど、二人の判断が一致しないときにはどうなるのか。なぜ婚姻意思もない当事者なのに内縁準婚姻論によって婚姻の効果が強制されてしまうのか。実親子法の強行規定を判例は次々に空洞化しているけれども、なぜ裁判所にそんなことができるのか。それまで民法の財産法の講義を必死に消化していくうちに、いつの間にか民法的発想が身に付いていたのかもかもしれません。財産法で学んだ民法的発想とは、たとえば、当事者間で紛争が生じたときに民法の規定を適用すれば答えが与えられなくてはならないこと、当事者が拘束されるのはその者の意思によってはじめて正当化可能であること、任意規定と強行規定とは異なり、判例が法律の規定を解釈によって潜脱することには限界があることなどでした。そんな民法的発想で家族法の講義を聴くと、ひっかかっ

てしまつて今までのように鵜呑みにはできないのでした。それらの疑問への回答としてとりあえず提示されるのは、財産法と家族法の根本的相違をいう中川善之助先生の家族法理論でした。しかし中川理論のレトリックは華麗ではあつたけれども、私の疑問を解消してくれるものではありませんでした。研究者として大学に残つてから勉強してきたテーマを思いかえずと、それらの学生の頃の疑問を自分で解こうとしてきた気がします。

2. 研究者を志して

私が大学生であつた当時は、まだ雇用機会均等法立法以前の時代でした。私は一生仕事を続けるつもりでしたので、女性が仕事をするためには資格が必要だと考えて、法曹資格を得るために、大学受験では文科一類、法学部進学コースを選びました。法学部は高校生の私の目には学問としての魅力がないように見えましたから、もし私が男性であつたなら、より魅力的に見える経済学部に進学していたかもしれませぬ。しかし「飯の種」のつもりで勉強を始めた法律学が次第にとてもおもしろくなり

ました。考えてみれば、法律学は、もつとも古い人文社会科学であり、集団で生きる宿命の人間をいかに平和裡に共存させていくかという知恵が数千年蓄積して凝縮した学問ですから、おもしろくないわけがないのです。試験のために教わることを覚えるだけの姿勢で講義に出席してしまつたけれど、それでもいつのまにか法学のおもしろみがかかるようになりました。そしてゼミの報告の機会にまとめて勉強して、自分で考えてその思考の結果を表現する経験をする、その深い喜びに禁断の味を味わつてしまつた気がしました。学部の成績が学卒助手になれる水準とわかつたときに、まだこのようにおもしろい勉強を続けることができるのならそれが何よりではないかと思ひ、助手になつて研究室に残りました。

加藤一郎先生と最初にその志望についてご相談した日のことは、まだ記憶に鮮明に残っています。戦後30年以上経つていたとはいえ、まだ女性の研究者はごく少なく、育てても就職させられないから女性の弟子をとらないと公言している教授もおられました。加藤先生が言われたのは、それと対照的なことでした。「論文は、債権譲渡のような技術的なことを書いているようでも、どうしてもそれを書いて人間が出てしまうのですよ。論文になるし、そうでない人の書いたものはやはりそうなるでしょう。そしてできれば貴女には人間らしい顔をした論文を書いてもらいたい。人間らしい論文を書くためには、そのためには背景に人間らしい生活を送る必要がある。人間らしい生活というのは結婚して子供を持つことだと僕は思います。貴女は女性だから大変かもしれないけれども、がんばりなさい。僕も出来るだけのことをするから」と。個人的に経験できる「くわすかな」ことがその人間の思考を決定するというような発想にはもつとも与しない私でしたが、そのときは感激しました。でも加藤先生のその言葉の重さが本当に身に染みたのは、私が実際に子供を持つてからだったように思います。

私が研究生活を始めた頃は、先輩の女性研究者たちの言動がとくにあまりほめられない言動が、彼女の固有名詞ではなく「女

性はこうだから」と一般化して語られることが少なくありませんでした。加藤先生以外の先生方には、あらかじめ注意しておこうという善意からなのか、私に直接そういう話し方をなさることがあり、私は、私の欠点や限界が私の固有名詞ではなく「女性」という一般名詞の主語で語られて、後進の女性たちに迷惑をかけてしまう恐怖に駆られました。その恐怖は、長い間なにより重く肩に乗る重荷だった気がします。その点では、今ははるかに楽になりました。とりわけ東北大学法学部には優秀な女性の同僚スタッフがたくさんいます。あまりにも当たり前なことですが、私の限界は個人の限界であって女性の限界ではないことは、すばらしい能力を誇る彼女たちの存在によって一目瞭然です。重荷であつただけに、後輩の女性たちの活躍が本心に嬉しく思われて、これも塞翁が馬ということでしょうか。

3. 中川学説を批判して

民法における親族法・相続法領域が財産法に対して独自性をもつと主張した中川善之助先生の学説は、いわゆる中川理論と呼ばれ、現在に至るまで日本の家族法学の通説的地位を占めています。もちろん中川理論に対しては、実務はともかく学界においては戦後もなくから、川島武宜、鈴木祿弥、平井宜雄という先生方をはじめとする有力な学者による批判が行われてきました。しかしそれらは過度に単純化された身分法の独自性テーゼに対する批判が主たるもので、具体的な解釈論の部分に対する批判はそれほどありませんでした。私の仕事は、テーゼへの批判もさることながら、それらの具体的な解釈論、たとえば「事実の先行性」に基づく内縁準婚姻論や血縁主義的な親子法などの解釈論に対して批判を加えるものが主となっています。私の批判はある程度学界の賛同も得られましたし、血縁上の親子関係と異なる法律上の親子関係の存在意義を主張する解釈論などで、最高裁判例にも影響したという手応えを感じています。私になにかオリジナリティがあつたわけではなく、民法の家族法の母法であるフランス法を調べると、私が日本の家族法についてひっかかった部分は、フランス民法では財産法領域と同様に民法の原理で貫かれていた

ことを認識し、母法におけるように家族法を民法に戻そうとしてきただけのように思います。母法を変形させた日本法でも結論が妥当であるのならよいのですが、残念ながら、法規よりも条理を優先させる中川理論の傾向が、実定法学としての日本の家族法学の弱さの一因となっていました。中川理論の重要なテーゼである「事実の先行性」という事実主義は、「家」制度的規定に対して実際の核家族を重視すべきであるという中川先生が目指した効用の他に、婚姻法においても親子法においても家族法の規定を無力なものにするという弊害をはらんだ結果をもたらしました。もちろん中川理論のせいだけでなく、裁判官の数の少なさや扶養料債権の執行力の弱さ、遺産分割に関与する公証人慣行をもたないなど、法律家が家族に実際に介入する制度の弱さが背景にありましたし、日本人の法意識という文化もあつたでしょう。しかし、民法は文化ではなく文明だと思いません。文化の言葉によって思考停止することなく、法の言葉によって具体的な問題ごとに深く思考して辛抱強く語り続けられ

法の相違がそれぞれの社会にどのような違いをもたらしているか、同じ法が他の社会のように機能しなければそれを實現するためのどのような社会的システムが欠けているのか、そして複雑な人間社会をどのように規律していくべきかという問題の答えに、より近づくことができるものと信じます。

中川先生ご自身の家族法学は、テーゼ化されて一人歩きた中川理論と少し異なっていたように思います。中川先生個人の中には確固たる「良識」があつて、それが法秩序に代わる安定感をもたらしていました。最近、生殖補助医療による親子関係法をめぐる仕事が増えましたが、私は母体を出産の道具視する代理懐胎や新しい命への敬意を欠いた生殖補助医療には賛成できません。戦後もなく、AIDが始まった頃、中川先生がAIDに対してなんとも嫌そうにされていたというエピソードをよく思い出します。そしてそのエピソードに励まされている気がします。

4. 中川先生の後を引き継いで

今年の4月12日、春の快晴の鎌倉で、東慶寺にある中川善之助先生のお墓参りをする、毎年恒例の鎌倉中善会(旧・沖和会)の集まりに参加させていただきました。中川善之助先生に教わられた同窓生の方々から、中川先生の思い出話をうかがって、生前の先生にお目にかかることが出来なかった私には貴重な機会でした。いまだに教え子たち

にこれほど慕われておられる中川先生だからこそ、加藤先生が言われたように、その論文にも先生の人間力が表われていて、これだけ長らく通説となる力を持ったのかもしれませんが。中川先生の愛弟子の家族法学者である泉久雄先生が、以前、中川説批判ばかりする私の論文について、「中川先生が生きておられたら、水野さんの批判をとつても喜ばれたらうと思うよ。そういう先生だったから」と言ってお下されたことがあります。中川先生に直接、その言葉をいただいた気がしてとても嬉しかったものでした。中川先生の担当された東北大学のポストを受け継ぐことは、いささか身に余ることではありますが、光栄で幸運なことだとつくづく思っています。

新連載

在校生の活動

「無料法律相談所のいま」

無料法律相談所代表

法学部4年 石井勇司



ので、「無料法律相談所のいま」をご報告する前に、少しその歴史から振り返ってみようと思います。

同窓会の方から「無料法律相談所の活動」というテーマで寄稿のお話をいただき、多くの先輩方がこの会報を御覧になって

いることを想像すると気の引き締まる思いです。法学部同窓会からは毎年、無料法律相談所に対して援助金を給付していただいております。法学部同窓会からのご支援に対して心より感謝申し上げます。

さて、昨年の暮れ、私は法学部同窓会の合同総会に出席する機会がありました。そこでいろいろな先輩方とお話をする中で「無料法律相談所ってどんなことをしているの?」と尋ねられることもしばしばでありました

う機関誌を発刊しているのですが、昭和11年の雑誌(当時は「灶曜」)を繰ってみますと、法相は設立当時の9年間で約3800件余の相談を受理しており、この件数は当時の関係者にも大きな驚きであったようです。この大きな数字からは、法相が果たしてきた社会的意義の大きさが窺われます。

翻って現在の相談件数ですが、昨年度は1年間で64件の相談をお受けしました。当然のことながら昭和期とは社会情勢が大きく変わっており、市民の方々が法的サービスを受けるためのインフラは充実してきているものと思えます。したがって年400件の相談を受けていた当時と一概に比較することはできませんが、所員約70名を抱える現状を考えると、現在の相談件数はあまり多いとは言えません。この点は現在私たちが抱える課題の一つであります。

現在法相に寄せられる相談の内容については家族法や契約法関係が割合的に高い状況ですが、個人的には「とても多様な相談が寄せられている」ように感じています。また、相談に来られる方も、インターネットや実用

書の普及のおかげか、一定の法律知識を持った方が増えているように感じます。このように回答する学生にとっては「手強い」相談も増えており、より一層の努力が求められるところであります。そんな中で私達が相談活動をできているのは、難しい法律問題に苦戦しているときにもいつも的確な助言をくださり、相談に臨む際の心構えについてもアドバイスいただくなど日頃お忙しい中でご指導いただいている先生方に負うところが大きいと思えます。この点、所員一同感謝しております。

日々法相で活動をしていると「ありがたい」という言葉を改めて意識することが多いように思います。先生方への感謝、活動を影から支えてくださっている法学部や同窓会の皆様への感謝。そして何より相談に来た方からいただく感謝の言葉……トラブルを抱えて苦しんでいる人からの「ありがとう」という言葉は、かつて得たことのない重みを持って私達の心に響いてきます。また逆にその言葉の重みが来所者の苦しい心情を表しているようにも見受けられます。

法相には、法律面のみならず、

様々な「人」との交わりを通して人間的にも成長できる環境があると思えます。所員は大学卒業後、法科大学院はじめ公法政策大学院、民間企業、公務員など様々な進路に進みますが、法相の活動を通して各自が得た経験を社会に活かせるよう、各々目標を持って活動に取り組んでいるところであります。

相談件数の問題や相談の質の向上など改善していかねばならない点も多くありますが、法相の伝統を守りながら、これからも「良き市民の良き相談者」とりえるよう所員一丸となって活動に励んでいきたいと思っております。先輩方におかれましては今後も無料法律相談所を暖かく見守っていただき、そして叱咤激励をいただきたく、この場をお借りしてお願い申し上げます。



皆様へ紹介したい「私の所感」その1

新NPOの国際支援活動

武蔵 好彦
(昭和三十八年生)



東北電力を訪問した際の、理事メンバー
右から宇野・清水・高木・武蔵・東北電力八島氏・平山・田村
(各法学部卒者)

このたび、4月18日にNPO法人「いきいきフォーラム草の根支援」が正式に発足しました。NPO法人「いきいきフォーラム2010」は、先に会報でお知らせしたように川橋幸子氏(36年卒)が中心となって、平成12年2月に任意団体として発足し、平成14年3月にはNPO法人となりました。そもそもシニア世代の会員が人生の第二ステージを元気にいきいきと過ごそうする目的で始まりまし

た。この間、会員の高齢化による会員数の減少が見られるようになり組織見直しを行いました。その結果「2010」自体は老い支度普及活動に特化することとなり、国際支援活動については私や平山隆一(38年卒)、田村和久・清水廣行(39年卒)、宇野真人・高木邦彦(43年卒)諸氏が中心となり、新NPO法人を設立し引き継ぐことになりました。顧問として樋口陽一名誉教授(32年卒)、川橋氏、監事として兼田俊男氏(36年卒)に就任いただいております。本法人が行う国際支援活動は、ネパール、インド南部、タイ北部等の貧困な地域の子供たちに

対する教育支援、食糧支援と近隣住民の自立への支援として展開しています。われわれの活動の最大の特徴は、文字通り「草の根」の「目に見える」支援として、単に資金を提供するだけではなく、われわれが現地に行き「生きた支援」となっていることを確認すると同時に村人たちの交流を通じて我々が「生きがい」を実感できる体験ツアーを毎年実施していることです。私も昨年11月にネパールを訪ね、東京電力・東北電力からの資金で完成した小学校2校の開校式に参加して、たくさんの村人や子供たちとの交流を深めて参りました。子供たちのひたむきな瞳の輝きに接して、この活動を推進する欲びを感じました。とくにネパールには、われわれの活動のパートナーである垣見一雅氏(現地で親しみを込めてOKバジと呼ばれております)が在住しています。同氏は、高校の英語教師を辞め、ネパールに移住してすでに14年、これまで80カ所の学校建設を支援するなど、住民から絶大な信頼を得ている方です。この結びつきがわれわれの「草の根支援」の大きな財産となっております。

この活動を推進するためには、会員による会費、寄付金および「食卓の貯金箱運動」に対する募金等の安定的、継続的な確保が鍵となります。食卓の貯金箱運動は、1963年にオランダのNGO団体NOVIB(ノビブ)ー現在のOxjam Nowayーによって始められ、日本における活動はわれわれが担っています。貯金箱にあるメッセージ「GAST AAN TAFEL」(ハースト・アーン・ターフェル)は、オランダ語で「あなたの食卓に一人のお客様を」という意味です。それは毎食事の際にお客様をお呼びしたつもりで食事費の一部を貯めましようという運動です。その支援金は、主として南インド低カーストの子供たちを25年支援続けているNGO・SEDS(セツズ)やタイ北部山岳少数民族ラフ族の子供寮「ひよこホーム」への支援、ネパールの幼児教室建設、食費支援等に充てられています。また従来同様、もう一つの鍵は国内民間企業の賛助金等による支援や関係団体、個人活動家との密接な連携と協力関係の増強です。しかし、何と言っても重要なことは、いかに多くの新たな理解者・賛同者を得て、将来的な活動の輪がひろげられるかということにあります。同窓

会による会費、寄付金および「食卓の貯金箱運動」に対する募金等の安定的、継続的な確保が鍵となります。食卓の貯金箱運動は、1963年にオランダのNGO団体NOVIB(ノビブ)ー現在のOxjam Nowayーによって始められ、日本における活動はわれわれが担っています。貯金箱にあるメッセージ「GAST AAN TAFEL」(ハースト・アーン・ターフェル)は、オランダ語で「あなたの食卓に一人のお客様を」という意味です。それは毎食事の際にお客様をお呼びしたつもりで食事費の一部を貯めましようという運動です。その支援金は、主として南インド低カーストの子供たちを25年支援続けているNGO・SEDS(セツズ)やタイ北部山岳少数民族ラフ族の子供寮「ひよこホーム」への支援、ネパールの幼児教室建設、食費支援等に充てられています。また従来同様、もう一つの鍵は国内民間企業の賛助金等による支援や関係団体、個人活動家との密接な連携と協力関係の増強です。しかし、何と言っても重要なことは、いかに多くの新たな理解者・賛同者を得て、将来的な活動の輪がひろげられるかということにあります。同窓

会員各位におかれましては、本NPO法人の活動趣旨をご理解いただき格別なご支援・ご協力を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。皆様にご参加くださることをお待ちしております。

事務所住所

〒113-0024

東京都文京区西片1-2-6

野本ビル101

電話/FAX 03-3816-5346

20年度同窓会通常総会のご案内

〈同窓会・東京支部会合同総会〉

- 1. 日時:11月7日(金)18時~(第1部)総会 (第2部)懇親会
- 2. 会場:(東京神田)学士会館
TEL 03-3292-5936
- 3. 会費:@9,000円
出席される方は佐藤正之事務局長宛に氏名・卒年を連絡願ひます。
TEL・FAX:047-453-9592
E-mail:seishi-s@xc4.so-net.ne.jp

〈宮城支部総会〉

- 1. 日時:11月14日(金)18時~(第1部)総会 (第2部)懇親会
- 2. 会場:ホテル法華クラブ仙台
TEL 022-224-3121
- 3. 会費:5,000円
出席される方は同窓会事務局に氏名・卒年をご連絡願ひます。
TEL・FAX:022-795-6181
E-mail:dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

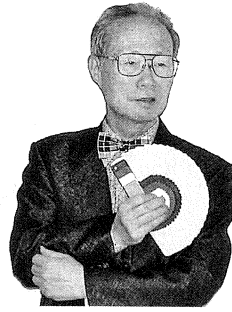
議事運営は簡潔に行い懇親会を主体とします。多数のご参加をお願いします。

皆様へ紹介したい「私の所感」その2

マジックの世界

奥山利雄

(昭和四十一年卒)



ることなく今に至っています。

たまたま招聘の声がかかったので、平成17年3月に東京・江戸博物館ホールでの全国的なマジックイベント「クロスロード」に出演してみました。幸い評判がよく、この趣味を続けてきて良かったと実感しています。

最近高齢者でマジックを始めの人が増えてます。

皆さんにマジックの世界を紹介しようと思います。今、ちょっとしたブームです。人が本来的に持っている興味、好奇心に直接結びついているから、また、言葉が不要というところで、グローバルなコミュニケーションの手段として最適だからのようです。

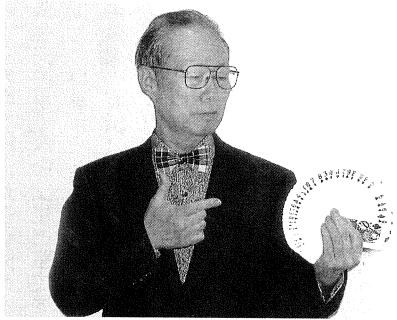
演じる方も、エンターテインメント性やストーリー性に気を配り、観客に好印象を持ってもらおうと努めるようになってきました。

私は昭和37年、入学と同時にマジックを始め、その後中断する第二に、マジックは器用さで

専門用語でミスディレクションという、注意・関心を別の方向に向けさせる技法を駆使して演じます。そのためには心の余裕、教養、感性、さらには失敗からすばやく立ち直る復元力などが大切ですが、このような要件は若い人より年配者が優位に立っています。

第三に、マジックを通じて芸の奥義を極めようというよう人は別にして、普通の人にとってマジックはさしあたりコミュニケーションの手段なのです。私の教室では、93歳の方となり小学生6年生が座つて、マジックを教え合うような光景が展開します。

東北大奇術部の話をしましよ。奇術部は、私が卒業したずつ



と後に隆盛期を迎えます。

平成元年に北九州での世界大会学生の部で優勝、平成3年生マジシャンNo1で優勝、大学奇術東西対抗で優勝、平成4年関西テレビの大学対抗での特別賞受賞、ロスアンゼルス行きの

切符を獲得という具合です。きっかけは昭和58年にあったデオカメラを買ったのです。これで他人に言われなくても欠点を直すようになりました。

次に、これも高価だった電動のこぎりを買いました。これで大道具を自前で作れるようになり、当時主流になりつつあるイリュージョンマジックの先頭をはしるようになりました。

広いキャンパスには米軍施設の空き家が多数あり、通年大道具が置けました。先行していた早稲田、慶応など土地の狭い大都市にある大学をさらりと抜き去るには十分な環境でした。

このほか、東北大生らしくないスターが次々現れたとか、先輩が先輩風を吹かせないののびのび練習できた、なども隆盛に一役買っているのかもしれない。

そんな流れの中で、アマチュアでは頂点に立つ「クロスロード」に、平成19年には私より10

年後輩の女性マジシャンが、今年は現役の学生2組(4人)が出演しました。

現在部員1000人。元気に活動しています。

最後に私の今年前半の活躍などを：

1月、今年最初の公演ということで張り切って県北の児童館に行きました。が、観客は子どもたち6人でした。160人はいらぬと思っていたのに。

3月、あるテレビ局からの依頼公演がキャンセルになりました。こういうのはよくあることです。じーっとガマンです。

3月25日、ギャラが安いのにものすごく気を使う公演をやりとげました。何かって！ 法学部の卒業式のパーティーです。

4月東京・九段のホテルでの公演を無事やりとげました。ぎっしり道具を積んでクルマで往復です。運転はアシスタントと交代で。旅芸人一座の雰囲気と味わいました。

6月年一度の私のクラブの発表会です。いま準備に追われています。

最後までお読みいただいてありがとうございました。

本部だより

(1) トピックス

法学部同窓会は百周年記念片平祭りに合わせて理事会を片平の法科大学院講義室で開催し、引き続き同会場で歴代の模擬裁判案内ポスター展示並びに無料法律相談を実施しました。またこの記念すべき年に、広島に新支部が誕生しました。詳細は支部だよりをご覧ください。今後の更なる発展を期待します。年度末には事務局長が交代しました。

(2) 平成19年度収支決算(案)と平成20年度予算(案)

平成19年度は4年毎の名簿発行年度であり、例年よりも大型の予算運営となりましたが、順調な会費収入に加えて名簿作製費用をほぼ予算内に収めることができたのと、名簿販売が予算を上回ったことにより約78万円の収支プラスを得ることができました。これは、平成17年度以来3年連続の好結果であり、財政基盤強化に大きく貢献することができました。名簿発行にあたり広告・協賛・名簿購入に賛同いただいた多くの会員の皆さんに厚く御礼を申し上げます。また、昨年同様多くの終身会員の皆さんに会費納入にご協力をいただきました。心から感謝申し上げます。平成21年度は新制法学部発足60周年と同窓会創立50周年の記念年にあたります。会報編集・総会運営などに工夫を凝らす一方で記念誌の発行を行う予定ですが、これに備えて平成20年度は予算面では支出を抑制し例年規模で対応することによりさらに収支差益拡大を図り引き続き財政基盤強化に邁進する方針です。その柱は「会費納入者の拡大」となりますので、会員特に終身会員の皆様には今年も引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

★収入の部

単位：円

項 目	19年度予算	19年度決算	予算対比	20年度予算
1)会費等	6,042,500	5,962,000	▲ 80,500	6,048,000 (年会費・新入会員および通常会員)
2)利 息	3,000	17,698	▲ 14,698	3,000 (実績勘案)
3)広告料	1,700,000	1,555,500	▲ 144,500	
4)雑収入	3,500,000	3,684,000	▲ 184,000	105,000 (19年版名簿販売代金)
合 計	11,245,500	11,219,198	▲ 26,302	6,156,000

★支出の部

項 目	19年度予算	19年度決算	予算対比	20年度予算
1)会議費	330,000	356,869	▲ 26,869	360,000 (前年並み)
2)事業費(名簿・会報発行他)	6,115,000	6,176,795	▲ 61,795	1,185,000 (会報・進路を考える集いなど)
3)事務費(旅費・人件費他)	3,070,000	2,997,229	72,771	2,580,000 (実績勘案)
4)通信費(郵送料他)	720,000	715,028	4,972	730,000 (昨年並み)
5)振替手数料	190,000	194,100	▲ 4,100	120,000 (実績勘案)
合 計	10,425,000	10,440,021	▲ 15,021	4,975,000

★収支差額の部

項 目	19年度予算	19年度決算	予算対比	20年度予算
1)期間収支差額	820,500	779,177	▲ 41,323	1,181,000
2)前期繰越金	18,070,152	—		18,849,323
3)次期繰越金		18,849,329		20,030,329 (見込み)

注：上記の収入、支出差額ともに(案)であり、「理事会」・「総会」の承認を経て成立する予定です。

(3) 平成20年度主要行事予定

本部総会

11月7日 神田・学士会館 東京支部との合同総会

支部総会

- 4月9日 東海支部(名古屋・鳥久)
- 6月7日 広島支部(17:00~広島・鯉城会館)
- 7月11日 岩手支部(18:00~盛岡・ホテルメトロポリタン盛岡)
- 8月22日 北海道支部(18:00~札幌・銀座ライオン・旧ロビンソン店)
- 10月24日 福島支部(18:00~福島・杉妻会館)

- 11月7日 東京支部(18:00~神田・学士会館)
- 11月14日 宮城支部(18:00~仙台・ホテル法華クラブ)
- 21年1月 大阪支部

理 事 会

10月11日 仙台・川内法学部3番講義室(14:00~)

そ の 他

- 4月7日 法学部新入生オリエンテーション講演
- 4月18日 法学部新入生歓迎法祭大
- 5月9日 学術振興基金支援グループ懇談会
- 7月7日 会計監査・学術振興基金理事会

7月11日 学術振興基金申請採択連絡会
 7月18日 同窓会報35号発行
 10月 進路を考えるシンポジウム

10月17日 東北芝蘭会 (仙台・ホテル法華クラブ)
 21年3月25日 法学部卒業祝賀会

(4) 法学部同窓会学術振興基金

(理事長 吉田正志 S45年卒・法学部教授)

平成19年7月6日の理事会承認を経て、スピーディーに学生に配布することが出来ました。平成19年度は大学創立百周年の記念年でもあり、学生自主活動支援に関して例年に比して金額を増額して、①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ140千円の助成 ②「無料法律相談所」へ100千円の補助 ③「模擬裁判」へ120千円の補助 ④「法社会学研究会」へ60千円の補助 ⑤「倶楽部国際法」に80千円 の合計500千円の補助を行いました。無料法律相談所には片平祭り参加補助、模擬裁判には片平祭り参加補助及び市民会館会場補助を加味して支給しました。これに加えて、今回新に、司法試験対応のため「萩法研究会」が発足し210千円の補助を追加しました。

模擬裁判は「裁判員制度」を取り上げました。法社会学研究会は「刑事システムと市民関与・格差社会問題」の2テーマに取り組みました。倶楽部国際法は全国の大学が集う国際法模擬裁コンクールで前期優勝・後期準優勝の成績を収めました。

学生からの要望・活動状況を聞いてみると、想像以上に支出増加要因が増大しており今後への課題と感じております。

(5) 19年度名簿刊行

昨年11月、平成15年に続く会員名簿新版を発行しました。今回から学生会員の氏名も掲載されました。個人情報保護法施行への対応問題があったものの皆様のご理解・ご協力により充実した名簿が出来上がり約1,100名の購入希望者に配布いたしました。多少在庫がありますので、購入希望の方は事務局までご一報下さい。一部3,500円です。

支部だより

岩手支部

「平成19年度岩手支部総会は、総会開催される」

佐野 淳

平成19年度岩手支部総会は、平成19年7月13日(金)午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当支部は、事務局の把握で152人の会員を擁しているが、当日は25人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から稲葉警同窓会長(法学研究科長)及び岡崎隆一事務局長補佐の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

当日は、急遽、斎藤育夫支部長(S29年卒)が欠席となったことから、砂山克彦副支部長(S42年卒)にご挨拶をいただき、議事に入り平成18年度決算を承認し、スピーディーに閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。



懇親会では、はじめに稲葉同窓会長、岡崎事務局長補佐からご挨拶をいただき、東北大学創立百周年記念事業の概要や法科大学院の近況のほか同窓会の動向など、興味深いお話をいただいた。宴は、川村登顧問(S28年新制卒)乾杯の発声でスタートし、各自の近況報告を卒業年次順に行った。終始和気藹々とした雰囲気では進行した。年配会員は健康・趣味や人生観に関する話題が多く、現職会員は仕事・家庭や社会情勢に関する話が多いが、会員の年代や職種が幅広いこともあって、非常に含蓄のある勉強になる話を開けるのが会

懇親会では、はじめに稲葉同窓会長、岡崎事務局長補佐からご挨拶をいただき、東北大学創立百周年記念事業の概要や法科大学院の近況のほか同窓会の動向など、興味深いお話をいただいた。宴は、川村登顧問(S28年新制卒)乾杯の発声でスタートし、各自の近況報告を卒業年次順に行った。終始和気藹々とした雰囲気では進行した。年配会員は健康・趣味や人生観に関する話題が多く、現職会員は仕事・家庭や社会情勢に関する話が多いが、会員の年代や職種が幅広いこともあって、非常に含蓄のある勉強になる話を開けるのが会

合の大きな魅力である。一方、斎藤支部長をはじめ、急遽出席をキャンセルされる会員もおり、健康の大切さについて改めて思いをめぐらす席ともなったが、中堅・若年会員の総会出席が少ないことは従来からの課題である。

今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となつている当支部の発展を心がけたいと思つている。

畑山尚三顧問(S28年新制卒)の中締めでお開きとなった今回の総会であるが、その後の二次会に練り出すメンバーも少なくなく、毎年度必ず開催している総会・懇親会での楽しい再開を期したところである。

(S57年卒、岩手支部事務局長 佐野 淳)

広島支部

「広島支部の設立」

桑江 康一

平成19年は東北大学創立100周年の記念すべき年でもあり

ましたが、その7月28日東北大学法学部同窓会広島支部の設立総会が、法学部同窓会会長の稲葉法学部長はじめ22名が出席し開催されました。

広島県には従来から全学部を対象とする「東北大学広島同窓会」が活動しておりますが、同窓会の懇親会の場で先輩有志の方から法学部出身者の同窓会を作ってはどうかと強く要請されたのが設立のきっかけでした。

それから5年余りの年月が流れましたが、平成19年は母校創立100周年という記念すべき年でもあり何とか実現しようとする有志により設立準備委員会を立ち上げ「東北大学広島同窓会」の了解を得ると共に、法学部同窓会本部からも支援を受けながら準備を進めました。「東北大学広島同窓会」名簿や本部から送付された当地区の会員名簿を参考に支部会員の名簿を作成しました。



転勤等で広島を離れた方も多数おられましたが、それで

も40名の方と連絡を取る事が出来ました。

そして、与野党逆転となった参議院議員選挙の前日という設立総会日程になりましたが、過半数の方の出席を頂く事が出来ました。

広島支部は東北大学法学部同窓会の支部としては、大阪支部以西では一番西に位置する支部となります。設立総会の出席者は広島県内のみならず、東は神戸市、西は下関市まで及んでいます。名称は広島支部となっていますが、大阪以西には法学部同窓会の支部が無い事などから

会員は、法曹関係・公務員が多くなっていますが、民間企業は転勤・異動が多く地元有力企業であるマツダ・中国電力・広島銀行・広島電鉄・三菱重工業・UFJスチールや広島大学等を除いて完全に把握出来ない事がその大きな原因だと思えます。今後共あらゆる機会を通して会員の確保に努力を続けたいと思っております。

総会では「広島支部規約」の承認、「支部役員」の選任が滞りなく行われ、来賓の稲葉法学部長のご祝辞と共に法科大学院

を含む法学部の現状・創立100周年の記念行事等のお話をいただきました。

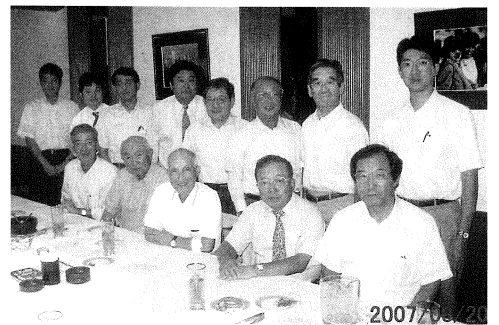
その後の懇親会も大いに盛り上がり終了後の二次会にも出席者のほとんど全員が参加するほどでした。平成20年度の総会は6月7日に開催します。広島支部は設立されましたが、歩き始めたばかりの支部ですので本部はじめ各支部のご支援を今後共宜しくお願い致します。特に各支部の会員が当地区に転勤・異動等される場合には是非ともご連絡をお願い致します。

広島支部では会員相互の親睦を深める事は勿論ですが、各方面で活躍している会員から専門的なお話を頂く等教養・文化に有益な催しを開催するなど、広範囲な活動ができればと、ちよつと欲張った事も考えています。

現在の支部役員は、支部長 桑江康一(S43) 事務局長 稲田秀明(S47) 幹事 広田聡(S松倉隆二(S44) 風呂橋誠(S62) 松井秀樹(H3) 末国康成(H4) 会計 今田信明(S44) 鈴木博子(H10) です。

北海道支部

北海道支部では、平成19年度



また例年に劣らぬものであったと思われまふ。

年1回の総会・懇親会ではあります。さまざまな年代や職種の方々と交流できる貴重な機会であり、ぜひ次回総会においても幅広い世代から、たくさんの方々にご出席いただければ幸いです。

(北海道支部事務局 青木 秀幸 平成5年卒)

福島支部

濱 津 篤

総会を平成19年8月20日、札幌市中央区のサッポロライオンにて開催いたしました。

当日は、小納顧問をはじめ各年代からまんべんなく14名が出席し、総会から懇親会へと滞りなく進行いたしました。

14名という出席者は例年より若干少なめではありましたが、懇親会において同窓生と再会し、いろいろな話を聞ける楽しさは例年と変わりはなく、また今回は各人からの近況報告や思い出話にじっくりと時間をかけることができ、会場は例年に劣らぬ盛り上がりとなりました。

平成19年の夏は北海道も記録的な猛暑であり、当日もたいへんな暑さであったことから、ビールが減っていくスピードも

福島支部は、昭和四十二年六月に発足し、今年で四十一年目を迎えました。会員も発足当時の六十四名から、平成十九年十月現在で二百六十九名を数え、県内各界において活躍されております。

平成十九年度福島支部総会は、十月二十六日(金)に福島市の杉妻会館において開催いたしました。御多忙の折にもかかわらず、二十一名の会員の方々の御出席と本部から稲葉馨法医学研究科長と及川行翁事務局長にお越しいただきました。

総会では、当支部の佐藤宗光支部長(昭和二十六年卒)の挨拶に続き、御来賓としてお越し



いただいた稲葉法学研究科長、及川事務局長から御挨拶をいただきました。

稲葉法学研究科長からは、学内の近況等について述べられ、東北大学創立百周年の寄付が、法学部は、工学部、医学部に次ぐ三番目であり、OBの人数を考えると、川内記念講堂が大改修中で、新たに資料館を備えた姿で来春竣工すること、また、平成十六年度に開設された法科大学院は、平成十九年度の新司法試験では合格率が約49パーセントと全体の平均を大きく上回ったばかりでなく、当初設定した三年後の目標に迫る数字と

なり、今後の目標設定がさらに難しくなったといううれしき誤算があったことなど大変喜ばしい話題をお話いただきました。

続いて、及川事務局長からは、会員名簿が十一月に発行できることとなり、発行に当たり、会員に関して様々な情報提供や多くの広告協賛をいただいたこと、懸案であった同窓会の収支を黒字に転換することができたこと等についてお礼が述べられました。

その後、当支部会員である安齋利昭弁護士(昭和三十九年卒)の乾杯により、懇談へ移りました。また、乾杯に先立ち、創立百周年に当たって農学部が開発した清酒「萩丸」が振舞われ、この頃になりますとすっかり和らぎ、それぞれリラックスした様子で、久しぶりの再会や、世代、職業を越えた交流が行われました。

卒業されたいわゆる若手の会員の方々の出席が少ないうことが最近の悩みであります。

確かに、同窓会といっても馴染みが薄く、出席してもどんな話をしたらいいのか分らないというところで、つい敬遠しがちなものも分らないでもありませんが、日頃、仕事以外の関係で様々な分野で活躍されている知識、経験豊富な諸先輩方と直接する機会というのも減多にな

な方々と東北大学法学部という共通の言葉を通じて交流できるところが同窓会の大きな魅力ではないかと思えます。しかしながら、毎年三十人前後の会員の皆様が集まっていたく当支部総会ですが、今年、例年に比べ若干少なめとなつてしまいま

した。特に、平成になってから卒業されたいわゆる若手の会員の方々の出席が少ないうことが最近の悩みであります。

確かに、同窓会といっても馴染みが薄く、出席してもどんな話をしたらいいのか分らないというところで、つい敬遠しがちなものも分らないでもありませんが、日頃、仕事以外の関係で様々な分野で活躍されている知識、経験豊富な諸先輩方と直接する機会というのも減多にな

した。特に、平成になってから卒業されたいわゆる若手の会員の方々の出席が少ないうことが最近の悩みであります。

宮城支部

一、本部・宮城支部合同総会開催

平成十九年度総会は十一月十六日(金)ホテル法華クラブ仙台で開催され、総勢七十名の会員が出席しました。大学からは、稲葉馨法学部長(同窓会長昭五〇)、吉田正志(昭四五)、大内孝(昭六〇)両教授が出席、また、今回から初めて現役の学生会員代表五人が出席しました。

学生代表は以下の皆さんです。
 (模擬裁判実行委員会) 齋藤雄太、(無料法律相談所) 石井勇司、(法社会学研究会) 室谷信暁、(クラブ国際法) 阿部辰雄、(東北法学) 池美紗子。
 (いずれも法学部学術振興基金の援助グループです)

第一部の合同総会は及川行翁事務局長(昭三六)の司会により議事を進行。会務報告では特に大学創立一〇〇周年記念行事及び募金協力状況、法学部同窓会名簿発行、広島支部新設等について詳細報告がなされ、あわせて、十八年度収支報告・本部新役員人事が承認されました。新規任命役員は次の通りです。

常任理事
 (本部事務局長補佐) 清水廣行(昭三九)

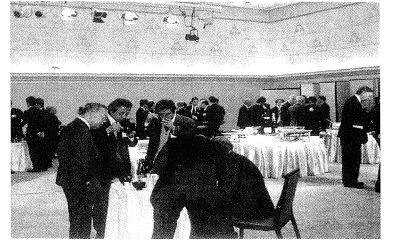
理事
 (広島支部長) 桑江康一(昭四三)

(同事務局長) 稲田英明(昭四七)

(同幹事) 風呂橋誠(昭六二)

(法学部准教授) 小林暁生(平九)

続いて岡崎隆一常任理事(本部事務局 昭四二)の司会により懇親会がスタート、最初にアトラクションとして東北大学男声OB合唱団による合唱が披露され、その美しいハーモニーに耳を傾けました。続いて出席者中最年長の一力一夫先輩(昭二二)の乾杯の音頭で開宴、賑やかな宴の最中に、佐藤正之東京支部会事務局長(昭三三)、大内孝法学部教授(昭六〇)はじ



め現役学生を含めた各世代の代表の方々との挨拶があり、最後は阿部純二副会長(昭三〇)の挨拶で閉会となりました。前回に引き続き今回も地元的主要職域グループ(法曹界、宮城県庁、仙台市役所、東北電力、七十七銀行)の幹事(世話役)の呼びかけにより若手会員も多数参加し、大変楽しい、活気溢れるパーティとなりました。残念なことに、女性会員の参加が僅かに二名のみでしたので、今回は多数の方の参加を呼びかけたいと思っております。

弁護士 第二部では分野別にテーブルに分かれ、軽食パーティを行いました。在仙の各界の先輩方にも参加頂き、学生諸君と活発な懇談が行われました。

四、同窓会役員と在仙主要職域グループ幹事の懇談会開催(上・下期)

主要職域(前述)で活躍中の現役会員の幹事(世話役)と役員が懇談する貴重な機会として開催しています。法学部の先生にも卓話をお願いし、九月会には蘆立順美准教授(平八) テーマ「大学における著作権問題」、二月会には中林暁生准教授(平九) 同「Reason and Passion)」にご出席いただきました。



りまし
たが、
学生時
代の懐
かしい
思い出
話、あ
るいは
仕事上
の悩み
の相談
等々、話
にいろ
いろと
花が咲
き、遅
くまで
楽しく
有意義
な時間
を過ご
しました。

次回の総会は一〇月一七日(金)一八時三〇分よりホテル法華クラブ仙台で開催いたしますので、多数の方のご参加をお待ちしております。なお、本会についての照会は本部事務局にお願いいたします。

続いて、佐藤事務局長より、会務報告があり、入会金制度を廃止し、澤田事務次長の尽力で1300名ものDM発送をした事により、昨年より30名多い130名の参加となったことが報告されました。続いて本部同窓会の100周年記念事業への引き続きの協力依頼、昨日フランスから帰国された樋口支部副会長は、フランス大使夫妻主催の会合に、日仏会館理事長として出席のため、本日は欠席される旨など報告がありました。

そして、いよいよ記念講演。今年から、樋口副会長とともに

は、ベテラン弁護士として活躍しておられ、また東北大学法科大学院教授として後輩の指導に当たっておられる藤田紀子氏(昭四三)にお願いいたしました。講演内容(要約)は本会報に掲載しております。

三、第五回シンポジウム「進路を考える集い」開催

一〇月十九日(川内北キャンパス) マルティメディア教育研究棟大ホールで主として法学部二・三年生対象に開催しました。「私の仕事と働き甲斐」というテーマで、現役で活躍中の各界の卒業生がパネリストとして講演を行い、その後学生諸君との質疑応答を行いました。パネリストは次の方々です。

栗林研二氏(昭六一)
JFEエン지니어リング人事 副部長
山内泰紀氏(昭六一)
みずほ信託銀行経営企画部次長

長

二〇年度宮城支部総会
十一月十四日(金)十八時
於ホテル法華クラブ仙台
(会費)五千元

二、第三回春季法学講演会開催

法学部・大学院在学学生を対象に五月二十五日(川内キャンパス) 法学部で行いました。講師

紙本達宏氏(平九)
東日本旅客鉄道人事部
松林昌紀氏(平一一)

日下部 達氏(昭六二)
東北電力総務部副部長
阿部健郎氏(平二)
人事院職員福祉局上席審査官
鈴木智子氏(平五)
宮城県環境生活部主任主査
宮城県国際政策課勤務)

平成十八年に設立された東北芝蘭会の第2回総会が一月三〇日ホテル法華クラブ仙台で開催されました。来賓として稲葉馨法學部長、植木俊哉東北大学理事、大西 仁同副学長にご出席頂きました。藤田紀子会長が開会挨拶、佐藤美子副会長(昭五九) 宮城県国際政策課勤務)が講演し(テーマ「宮城県の国際化政策について―経済交流を中心に」、その後、懇親会に移

東京支部

薬師寺 宏 子

平成19年11月9日(金)午後6時より、学生会館320号室にて、平成19年度の東京支部総会が、尾口事務局局長次長の進行で、滞り無く開催されました。

まず初めに、庄司会長より、創立100周年記念イベントに参加した際のお話があり、



支部会
副会長
を務め
て下さ
ること
になっ
た東日

本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 清野智氏(昭和45年卒)から、『民営化20年、JR東日本の進む方向』と題して夢のあるお話を聞くことが出来ました。

2010年までに、東北新幹線による青森東京間3時間10分の実現、運輸業と生活サービス事業の収入比率の推移、長期債務残高の推移という経営の話に始まり、踏切上の障害物検知装置の増加による鉄道運転事故の9割減、地震対策として、断層が走っている地域の新幹線の橋脚を、国指定の強化区間では無かつたが技術者の意見で強化した後に、実際に地震が起きたが、奇跡的に人身事故は防げたことなど、臨場感ある安全対策に対するお話、ソフトの面では、今話題の駅なかの事業のこと、鉄道博物館オープンのこと、辰野金吾氏設計の赤煉瓦の東京駅、その上空の空地権を売却した利益で、駅舎の完全修復を行い歴史的建造物の保存と、世界に誇れる東京駅の創造を図る計画など、わくわくするような展望を、語って下さいました。

少人数で、フェイストウフェイスで開けるのは、同窓会ならではの醍醐味です。

続いて開催された懇親会でも、アエラの表紙を飾った清野社長

のあの笑顔の周りには人が絶えず、懇談する人、名刺交換する人、記念撮影をする人など、久々の財界のスター誕生に、会場は華やきに満ちていました。

尚、今回は2008年11月7日(金)開催予定です。

旧交を温めるだけで無く、同じ大学の学部卒というだけで、通常の社会の垣根を飛び越えて多くの人と交流出来る、得難い機会。

関東在住の方で、まだ、DMが届いていない方は、是非事務局までご一報下さい。次回から、ご案内をお送り致します。一人でも多くの方の参加を待ちしております。

大阪支部

大阪支部同窓会のご報告

野村剛司
(平成5年卒)

去る平成20年1月25日、大阪支部の同窓会を開催しました。

これで3年連続、大阪梅田・フェニックスタワーのビアホール「スーパードライ梅田」での開催となりました。今回は、昭和28年卒から平成18年卒まで幅広く35名の参加で、学部長で同

窓会長の稲葉馨先生にも来賓としてご参加いただきました。稲葉先生、遠方よりありがとうございます。今回は、100周年記念の会員名簿を利用していただき、初めてご案内させていただいた方々もおられ、毎年楽しみにしていただいております。初参加の方々も多数おられました。司会は昨年と同様に土谷明先生と私で務め、開会挨拶は、支部長の大錦義昭先生で、今年の歌は、さとう宗幸の「青葉城恋唄」でした。

来賓の稲葉先生から、100周年記念行事の模様や法学部、ロースクールのご報告をいただきました。ロースクール修了生の新司法試験合格も順調で、新60期生が法曹となっております。今後が楽しみです。

乾杯は、昭和28年卒の老岐一郎さんをお願いし、おいしいビールの飲み放題と、同窓会本部から戴きました100周年記念酒「萩丸」を堪能いたしました。

本会は、できるだけ多くの方に近況報告のスピーチをしていただけるようにしており、今回もほぼ全員にお話いただくことができました。思い出話は、先生方の授業の話題、キャンパス

は片平から川内、ロースクールは再び片平と変遷しましたが、共通したものがありません。それと、大学生活の話題、特に寮生活の話題には事欠かないように、いつでも寮歌を歌うことができるのです。

大いに盛り上がり、締めはいつものように、元応援団の山本敏信先生に応援エールをいただき、みんなで学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を合唱しました。

最後は、久保井一匡先生に閉会のご挨拶をいただき、来年の再開を期してお開きとなりました。

大阪支部では、毎年同窓会を開催できるようにしたいと考えております。関西に転居された際は、支部長宛にご一報いただけますようお願いいたします。

今後の同窓会のご案内をお送りいたします。よろしくお願いたします。

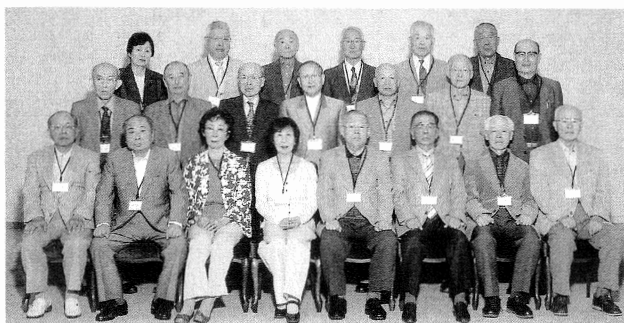
【連絡先】
〒530-0054
大阪市北区南森町1丁目3番13号 藤隆ビル5階
弁護士 大錦義昭
電話06-6363-2460

同窓会だより

30同期会

「杜の都」ならぬ「北の都」
札幌で30同期会開催!

17年9月、仙台の作並温泉で大学卒業50周年記念同期会が成功裡に開催されましたが、終了時に次回の開催地として北海道が候補に上がりました。その後の社会現象として、18年札幌に本拠を移した日本ハム球団が全国制覇を成し遂げた、19年2月



ノルディック世界選手権札幌大会が開かれた、旭川の旭山動物園の来園者が驚異的な増加を示している、20年には河爺湖サミットが開催される等、近時、北海道は全国的に注目されており、その故もあってか、各位からの同地での同期会開催を督促する声が強くなってきました。

これに因應べく、札幌在住者が中心になり、在仙、在京の幹事諸兄の応援を得て標記行事を開催することと致しました。「白髪が青春に変わる同期会：昔の友情を温め、悦楽の境地を皆で味わう絶好の機会です。是非ご参加下さい。」代表幹事名によるこの案内文に基づき、19年9月30日、KKRホテル札幌での企画が実現しました。当日の参加者は、夫婦で参加された二組を含め総勢22名で、在札幌世話人代表名取昭二兄が歓迎の挨拶を述べ、続いて在仙幹事阿部純二兄の開会の辞に続く乾杯の音頭で同期会が華々しく開宴となりました。

楽しい雰囲気の中で、全員が各自各様に近況等を述べ合いましたが、古稀を過ぎ喜寿間近のオールド・エイジの会合らしく、話題は「同期会、病氣自慢と孫自慢」に集中する感はありましたが、「呼び捨てにされて嬉しい同期会」を味わいながら、「物

忘れ、年もついでに忘れよう」とばかり、意気盛んな発言で最高の賑わいとなりました。余興のビンゴ・ゲームで各人が景品を取得した後、二次会では部屋を替えて全員がカラオケに参加、酔いの勢いもあってか、遠慮のない大きな美声(?)が部屋中に轟き渡りました。圧巻は、同期の野田秀兄作詞の「東北大学生歌」の合唱でした。

「青葉もゆるこのみちのく
今こゝに
はらからわれら 力もて歌う
平和の賛歌
われらこそ われらこそ
国のいしずえ
理想ある命は常にうるわし
さらば生きん
友よ生きん あ、東北大
あ、東北大”

参加者全員が学生時代にタイム・スリップし、ひと時を充分に堪能し、翌日は自由行動で散会となりました。

当日、不参加会員からの便りのコピーを全員に配布しましたが、その中で横浜在住の吉田欣悦兄のマハトマ・ガンジーの訓戒を引用した「今月の言葉」に惹かれるものがありました。ご紹介いたします。

「明日死ぬつもりで生きなさい。永遠に生きるつもりで学ばなさい」

結びに参加の予定から不参加を余儀なくされた畔柳達雄、屋敷哲郎、戸田寛二の各位からご寄附いただいた参加費用を有効に使用していただいたことを慎んでご報告し、生きる活力を与えてくれた同期の諸兄・諸姉の言動に感謝の念を捧げ、人生の余白まだある「雑記帳」を閉じさせていただきます。拙文、乱文、多謝!

(在札幌世話人 山下哲雄記 昭和30年卒)

萌木会

萌木会(昭和32年卒業同期会) 50周年記念の集い

私達は卒業15年目の昭和47年を皮切りに5年毎、共に青春の夢を育み、共に過ごした街・仙台の近郊で恩師を囲みながら会員との語らいを楽しんできた。この度は卒業50年という節目の年であると共に、母校東北大の創立100周年ともかち合うことから、それに相応しい集いとすため在仙在京幹事を中心に準備を進めてきた。まず日程であるが、記念式典が8月27日と決定されたため、これと歩調を合わせてその前日とし、場所は片平キャンパスに近い秋保の里とした。案の定、祝賀パーティー始め、

市民コンサート、展示館のほか屋台に至るまで片平キャンパスを中心に軒を連ね、式典の前後は多数の市民の参加により盛りあがった。

この度の萌木会は恩師(小田滋、外尾健一両先生)を含め丁度50人の出席を得て、正に卒業50年と平仄が合う不思議さと結束の堅さを示す証しとなり、恩



師からも評価された。会是小林啓二の総合司会で始ったが冒頭、仙台の街の変遷や現状の紹介があり、遠来の会員に懐旧の念を募らせた。次いで代表幹事(樋口陽一)から、卒業50年ということとは大学100年の歴史の中で前半の50年と後半の50年を共に見透せる位置にいるわけで、貴重な存在だと自覚すると共にこの間に熟成された仙台の文化と東北大の品格、風格を誇りに思う、という風な意味の述懐があった。両先生からはそれ〴〵東北大に赴任された当時の仙台の様子から近況に至るまでなお意気軒昂たるところを示され、会員一同安堵した。祝宴は田沼四郎の音頭で始まり、しばらく喉をうるおした。そして同時に特注のCD(学生歌等収録)を低く流し会場の雰囲気作りに資した。次いで会員のスピーチに移り、先ず在京幹事(佐藤正之)から在京萌木会の様子やイベント等の紹介があった。久しぶりに東京から参加した佐藤洋夫は、現役時代三度も赴任したパリの懐かしい話しや、今後のフランスにかける熱い想いを語った。地元守屋克彦からは、ロースクールや司法制度改革の現状と課題について、中味の濃い講義があった。

最後の板垣義次は、萌木会の

今後の存続について強い要望を吐露し、そろ／＼今回で打ち止めにしてどうか、と考えていたかも知れない会員に少なからぬ衝撃を与えた。予定したスピーチは以上であったが、突然高橋信が立ち上り、「自分にも一言」との申出があり、元気なところをPRした。スピーチの後では地元会員有志による民謡「さんさしくれ」他の斉唱もあり益々賑わった。宴は一次会で終る筈もなく、予め隣室に用意した二次会場で、在仙会員が自発的に持ち寄った飲み物と、仙台名物の笹かまぼこ、長なす漬け等で遅くまで話しが弾んだ。

なお、今回初めての試みとして、参加したくとも諸般の事情で叶わなかった会員に、恩師、会員のスピーチを要約して、記念写真と共に送ったところ、殊の外喜ばれたことを申し添える。

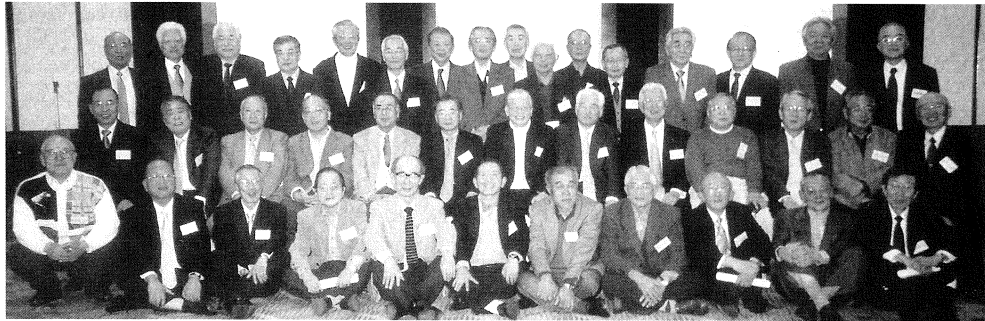
以上
在仙幹事 (本多義昭)

三五丁

三五丁定例同窓会

私たちの入学は、昭和三五年四月である。入学するとすぐに安保健動があった。私たちは入学年三五年に合わせ、毎年、三月五日に同窓会を行うこととし

て、すでに三十年を超す。三月五日が土・日のときは、前倒ししている。開催場所も以前は定まっていなかったが、最近は学士会館、今年も、学士会館で三月五日に行われた。来年も三月



五日で予約済みとなっている。今年の出席者は、名古屋・金沢・仙台などの遠来者を含めて四十二名、昨年を上回った。昭和三五年法学部入学は、百五十一名、うち死亡が十一名である。関東近辺居住者がほぼ八十名なので、出席率は、良い方ではないだろうか。

永い間毎年欠かさず続いている理由は、前年の会で翌年の幹事役を指名していることと、三月五日と決めていることだと思ふ。幹事役を、かつては、金融・建設・商社・メーカー・公務員などと決めていたが、最近では、悠々自適が多くなったため、ア行・カ行・サ行などの順によることとしている。

毎年の出欠確認は、これまで往復はがきによつていたが、昨年から名簿にメールアドレスを記載しているのので、今年は、ひとまずメールで連絡をとり、確認のできない者に封書を送る、という方法をとつたため、通信費の節約がはかられた。これからは原則メールで、気軽に連絡をとるようになるだろうと思われ。

出席者は、これまで、ほぼ決まっていたが、平均年齢六十六歳を越し、裁判官や大学教授の皆さんも当初の仕事を卒業した関係もあつて、今年、初参加が

多くなったのは、心強いことでもある。今後も新たな参加者が増えることを期待している。学生時代の地元、仙台在住者は池上・清水・横山君たちが幹事役で、仙台来訪者を種に随時集まって旧交を温めており、今回その模様が披露された。これからは仙台へ行く会員が増え、三五丁仙台分科会が一層活発になることが期待される。

いつも、懇談模様のスナップ写真と最後に全員の集合写真をとつてくれるのは、弁護士の前池一夫君、彼の写真の腕前はプロ級で2月に銀座で個展を開いたほど、三五丁は無料の写真家付といったところである。

三五丁会は、入学後三十年、四十年の記念の年に、思い出の地仙台、秋保で行つてきたが、再来年は五十年になるので、また仙台で行われることになろう。三五丁は、川内一年のときに、大学文化祭に「焼き鳥や三五丁」をやるうとしたところ、主催者から、文化性がないと拒否され、中川善之助先生に応援してもらつて出店が認められた、ということがあつて、その収益で中善並木なるものをつつた学年である。三五丁が二年に進級したとき、中善教授は前年で定年退官され教えを乞うことができなかつたという悲劇の三五丁で

もあつた。

この四月、清水廣行君が、同窓会の事務局長になった。我々同級年として、今後率先して、同窓会活動を支援してゆきたいと思つている。

(二〇年幹事 佐谷戸)

37J同期会

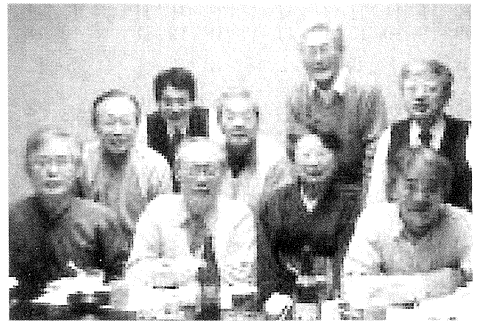
37J同期会の開催

奥山利雄君の呼びかけにより、平成20年3月27日、ホテル・モントレの5階「階縁亭」にて37Jの在仙の同期生が集まり懇親会が開催された。久々の再会であつたため、各人の近況報告を中心に会が進められた。報告順に概要を以下に記す。(敬称略)(長坂武志)

昨年3月、サラリーマン人生を無事卒業。仙台の程よい都会性、温かい人間性、豊かな自然恵まれた食の資源などに魅せられ20年前に終の棲家は仙台と決めており、同年10月仙台に移住した。後半の人生は妻と一緒に趣味などを楽しみたいが、社会への恩返しとして、心身健康法の「調和道丹田呼吸法」を県内に普及させていきたい。

(岡崎隆一)

現在、法学部同窓会の役員をしている。創立100周年事業



寄付金がかどらず、苦慮しているのよろしく。昨年度の楽天イギリスのホーム試合の殆どを応援した。

(松浦秀行)

現在、健康のためのサプリに凝っている。人間の寿命は、脳の最充実年齢(30歳)の3.5〜4倍と考えられており、計算上105〜120歳である。健康は人生の目的ではないが、健康でないことにより人生の目標は達せられない。100歳以上元気に長生きしたい。

(奥山利雄)

現在、カルチャースクールを数ヶ所やっており、マジックを教える傍ら、各方面からの招聘により公演活動も多数こなしている。(尚、彼のマジックについての手記がこの会報35号に投

稿されているので、そちらを参照されたい。)

(高橋良子・旧姓小宮山)

昨年と今年、日伊親善ジョイントコーラスコンサートに、自分が38年間伴奏者として所属している女声コーラスコスモスの一員として参加。お互い相手の言語に精通しているわけでもないのに、心尽くしのイタリア家庭料理とワインで盛り上がり、一緒に歌うことで一体になって楽しんだ。

(寺嶋昭士)

町内会の副会長を仰せつかっている。朝日新聞宮城版に川柳を投稿し、二十数回掲載された。そのうちの一首、言うだけは晴耕雨読 田畑なし”

(斎藤隆二)

仙台で建設業の会社を経営している。例年行事にしていることであるが、近々、日本を数ヶ月間脱出し、英気を養っていきたい。

(徳江武志)

今月をもって県庁をやめ、これから妻と一緒に生活が始まるが、どのように暮らしたらいいか不安に思っている。(同席者からのアドバイス：昼飯は要求しないほうが奥さんに負担を与えず、良好な関係が築ける。)

(伊藤直之)

弁護士が増えてきて、仕事量

が減ってきた。本校学生の司法試験の合格率が低いため、在仙の若手弁護士が受験のための講師を引き受けるなどの動きがある。

平均年齢65歳の面々は、第二の人生をそれぞれの人生観をもって、有意義に過ごしていることを、改めて実感したひと時であった。

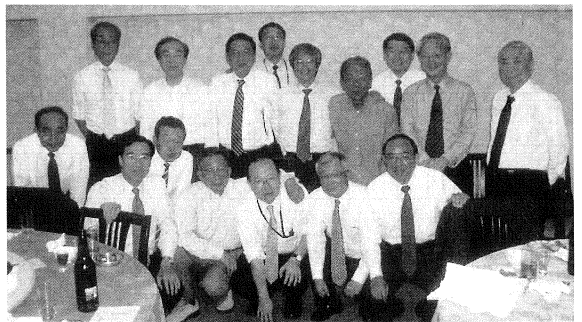
(文責 松浦 秀行)

プラマイ会

第34回プラマイ会

開催される

5月、11月と年2回開催の定例会が5月9日、品川の高台・日立金属(株)高輪和榎館で開催された。いつもの場所である。参加者は16名、かつては20名を超える参加もあったが、最近はこの人数で定着を見ている。2月になると電子メールで案内を送る。便利な世の中になったものだ。大体一番に手を挙げる人は決まっている。今回も2月19日には参加の意思表示あり。その間、参加が不参加に変わり事もあり、飛び込み参加もあり、結局16名に落ち着いた。これまでは座敷を主体に考えてきたが、座敷ではどうも動きにくいし、



人はどうしても参加に無理がある。まだまだ現役、仕事の関係で来たくても来れない人もいる。ビールが始まり、ウイスキー、紹興酒、焼酎で意気洋洋、大いに若返った気分です語り合う。あつという間に21時、お開きの時間が近づく。元応援部副団長によるエール、”青葉燃ゆる”の校歌を斉唱してめた。今回は11月14日の開催が席上、決まった。年に2回、そのうち1回でも参加をしてもらいたいという想いで開催を続けている。いわば止まり木である。この輪が年々歳々大きくなることを希望している。

話の輪が広がらぬ。今回は中華テーブル席とした。これならば自由に移動でき、皆と語り合うことができる。18時半のスタートには皆が揃わず、乾杯の練習を繰り返す。19時過ぎ、ようやく全員が揃った。乾杯に続き、3分スピーチが始まる。皆、積

今回の参加者は受付順位に、山内容、本田正則、松島光男、佐藤雅春、黒江義則、杉本哲郎、西尾真、本間秀行、山内一正、佐藤均、川上雅人、前田泰紀、細見裕、飛田照幸、嶋田恵一、和田義則の諸君であった。

もる話があり、やもすると時問が延びる。病気の話、親の話、仕事の話、いずれも身につまされる話が多い。皆それなりに齢を重ねた訳である。そして最近の仙台の話、北門食堂がまだ残っているらしい。思わず新入生時の歓迎コンパを思い出す。懐かしい。欠席者の消息についてもコメントもあった。遠方の

この会は、S43年入学か、S47年卒業の方なら誰でも入会できます。どうぞ世話人までコンタクト願います。あの懐かしい仙台を思い出しながら、今の仙台を語りませんか？

世話人 和田義則

メール:wada-yos@taicaty-yokohama.ne.jp

文責 和田義則(S47年卒業)

おくやみ

(平成十九年度に判明された方) 逝去年月

Table of obituaries for the 19th year, listing names, dates, and family members.

Table of obituaries for the 20th year, listing names, dates, and family members.

心から冥福をお祈り申し上げます。(以上、事務局判明分)

お詫び

昨年34号「おくやみ」に、誤って「S29卒石塚昌利様」を掲載してしまいました。

【会員の皆様へのお願ひ】

- 一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れない
二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く
四、同窓会の役員になり、積極的に協力する

平成19年度 卒年別 会費納入会員数

Table showing membership numbers by graduation year for the 19th year.

- 1. 会費納入会員数は、昨年に比べて45名減少となりました。
2. 卒業年次別では、昨年に引き続き36年卒が62名で首位、
3. ご本人がご逝去された後々まで、お知らせ・ご寄付などご遺族様のご配慮に心から感謝申し上げます。

編集後記

百周年の余韻覚めやらぬ春先、ご指名により事務局長を仰せつかり、手探りしながら諸行事と取り組む日々が続いております。